

下水道使用料対象経費と下水道料金体系の試算
(概 要 版)

令和 8 年 6 月 23 日
宮代町上下水道事業

目次

1. はじめに	3
1-1. 下水道使用料の基本原則	3
2. 総括原価と使用料対象経費の算定	3
2-1. 総括原価の考え方	3
2-2. 総括原価の算出と使用料対象経費	4
2-3. 使用料対象経費の分解	4
2-4. 基本料金・従量料金への配分	5
2-5. 使用料対象経費の基本料金及び従量料金への配賦	6
3. 料金体系の検討	7
3-1. ケース設定（公共下水道）	7
3-2. 料金体系案の検討結果（公共下水道）	8
3-3. ケース設定（農業集落排水）	12
3-4. 料金体系案の検討結果（農業集落排水）	12

1. はじめに

下水道使用料は、家庭や事業所から出る生活排水や事業排水の量に応じて、町の条例により徴収するもので、下水道施設の維持管理費や、下水道管等の建設のために借り入れた資金の返済費(資本費)に充てられます。

1-1. 下水道使用料の基本原則

- ・下水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること。
- ・能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること。
- ・定率又は定額をもって明確に定められていること。
- ・特定の使用者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。
- ・雨水公費・汚水私費の原則により、汚水事業に要する費用は私費（使用料）で負担することが原則です。

2. 総括原価と使用料対象経費の算定

2-1. 総括原価の考え方

総括原価の対象経費は、収益的支出のうち雨水に関する費用と一般会計繰入金（基準内繰入金）を控除した額になります。本来、総括原価を下水道使用料対象経費として、使用料で回収することが理想的ですが、現状の下水道使用料と総括原価の乖離が大きい場合は、複数回の料金改定を経て下水道使用料を総括原価まで引き上げることになります。

費用		控除項目		使用料対象経費
		雨水費用	公費負担分	
維持管理費	管渠費	雨水費用		管渠費（汚水分）
	ポンプ場費			ポンプ場費（汚水分）
	流域下水道維持管理負担金			流域下水道維持管理負担金
	業務費			業務費（汚水分）
	総係費	雨水費用	一般会計繰入金	総係費（汚水分）
	その他			その他（汚水分）
資本費	減価償却費	雨水費用	一般会計繰入金 汚水分長期前受金	減価償却費（汚水分）
	資産減耗費	雨水費用	汚水分長期前受金	資産減耗費（汚水分）
	企業最利息	雨水費用	一般会計繰入金	企業最利息（汚水分）

図 2-1 下水道使用料対象経費の考え方

2-2. 総括原価の算出と使用料対象経費

令和 9 年から令和 11 年の 3 か年の総括原価の平均は公共下水道で、令和 6 年度使用料収入の 1.5 倍に、農業集落排水では 2.6 倍となっています。この総括原価を料金改定へ反映すると、下水道使用者に大きな負担を求めることになるため、経営戦略では段階的な料金改定を行うこととしています。

このことから、今回の料金改定においては経営戦略の考え方を踏襲し料金算定期間 3 年間（令和 9 年度～令和 11 年度）については、経営戦略で見込まれている令和 11 年度の使用料収入見込額を使用料対象経費とし、公共下水道の料金算定期間 5 年間（令和 9 年度～令和 13 年度）については、総括原価を使用料対象経費とします。

また、農業集落排水については、令和 12 年度に公共下水道へ統合されることから料金算定期間 3 年間（令和 9 年度～令和 11 年度）のみとしました。

表 2-1 総括原価と使用料対象経費

項目	① 令和6年度使用料 収入 (千円)	② 経営戦略 使用料収入 (千円)	③ 総括原価 (千円)	④ 使用料対象経費 経営戦略使用料収入 (千円)	③/①	④/①
公共下水道 (令和11年度)	226,209	286,302	335,196	286,302	1.48	1.27
公共下水道 (令和13年度)	226,209	339,848	333,155	333,155	1.47	1.47
農業集落排水 (令和11年度)	8,499	10,984	22,029	10,984	2.59	1.29

2-3. 使用料対象経費の分解

設定した使用料対象経費は、下水道サービスの需要または使用等の関係から、需要家費、固定費、変動費の 3 費目に分解します。

「下水道使用料算定の基本的な考え方」による基本使用料と従量使用料の算出フローは以下のようになります。

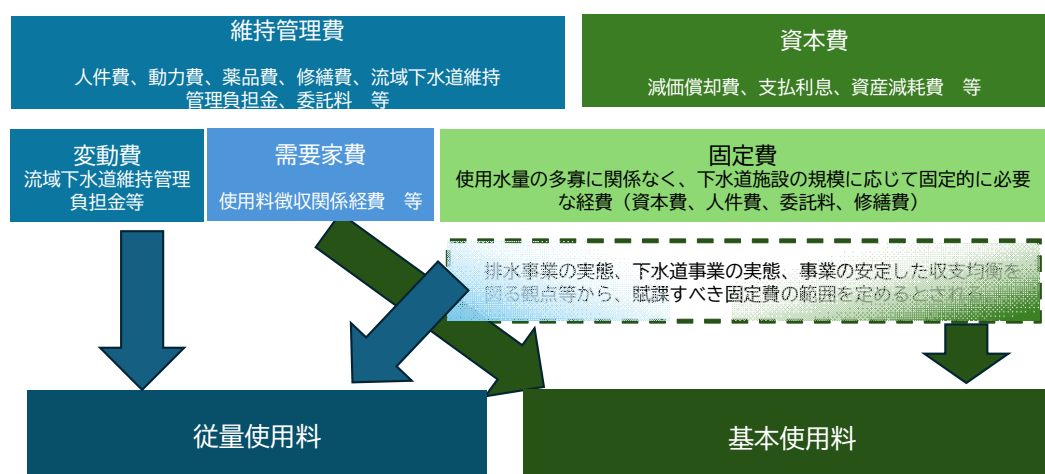


図 2-2 使用料対象経費の分解イメージ

需要家費：下水道使用水量の多寡に係わりなく主として下水道使用者数に対応して増減す

る経費であり、使用料徴収関係経費等

固定費：下水道使用水量及び使用者数の多寡に係わりなく下水道施設の規模に応じて固定的に必要とされる経費であり、資本費、電力料金の基本料金、人件費の基本給部分等

変動費：主に下水道使用水量の多寡に応じて変動する経費であり、動力費の大部分、薬品費、流域下水道維持管理負担金等

表 2-2 使用料対象経費の分解

(千円)

項目	公共下水道（算定期間3年 令和11年度）			公共下水道（算定期間5年 令和13年度）			農業集落排水（算定期間3年 令和11年度）		
	総括原価		使用料対象経費	総括原価		使用料対象経費	総括原価		使用料対象経費
	分解費用	比率		分解費用	比率		分解費用	比率	
需要家費	48,238	4.8%	13,734	82,808	5.0%	16,562	1,116	1.7%	184
固定費	767,102	76.3%	218,403	1,266,742	76.0%	253,349	55,793	83.7%	9,198
変動費	190,246	18.9%	54,165	316,223	19.0%	63,245	9,717	14.6%	1,602
計	1,005,587	100.0%	286,302	1,665,774	100.0%	333,155	66,626	100.0%	0

2-4. 基本料金・従量料金への配分

使用料対象経費を分解した需要家費、固定費、変動費を、基本料金と従量料金に配分します。

基本使用料の割合を高めることで、排水量に影響されにくく、企業経営を安定的に行いやすくなるとされています。

経営の安定を図る観点からは、基本料金で固定費を回収することが理想ですが、下水道事業は装置産業であることから固定費の比率が高いため、基本料金で固定費全額を回収することは現実的ではありません。このため固定費の一部を従量料金へ配分します。

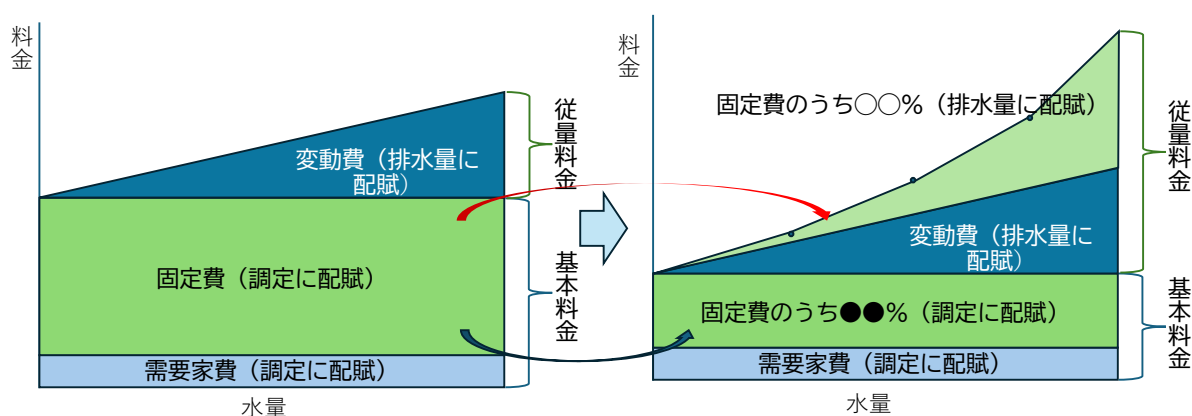


図 2-3 基本料金・従量料金への配分イメージ

各項目の配分方法は以下の通りです。

① 需要家費：検針集金費、使用料計算等の水道事業への委託費

需要者（下水道利用者）の存在によって生じる経費であるため、使用水量とは関係なく定額的に各需要者に配分します。そのため、需要家費は全額基本料金へ配分します。

② 固定費：減価償却費、維持管理費、支払利息、人件費、受水費等

主に下水道施設を建設し、維持するために定常的に生じる経費であるため、本質的な意味から考えれば固定費を全て基本料金とすることに大きな矛盾はないように考えられるものの、適用した場合には定額料金にあたる基本料金が著しく高くなる反面、従量料金の部分が極端に低いものとなります。そのため、固定費は基本料金と従量料金に配分します。

固定費の基本料金への配分額は、使用料収入に対する基本料金の割合を現状程度確保することとし公共下水道で45%、農業集落排水で70%を維持することとします。

③ 変動費：維持管理費の一部

下水道サービスの実使用量の大小に応じて増減する経費であるため、使用水量を基準にして配分します。そのため、変動費は全額従量料金へ配分します。

2-5. 使用料対象経費の基本料金及び従量料金への配賦

表 2-3 使用料対象経費の分解（算定期間 3 年間）公共下水道

(円)

項目	需要家費	固定費	変動費	計	比率	備考
使用料対象経費	13,734,000	218,403,000	54,165,000	286,302,000	100%	1m ³ 当り 128.6 円
基本料金	13,734,000	115,102,000		128,836,000	45%	1調定当り 1,960 円
従量料金		103,301,000	54,165,000	157,466,000	55%	1m ³ 当り 70.8 円

表 2-4 使用料対象経費の分解（算定期間 5 年間）公共下水道

(円)

項目	需要家費	固定費	変動費	計	比率	備考
使用料対象経費	16,562,000	253,349,000	63,245,000	333,156,000	100%	1m ³ 当り 149.7 円
基本料金	16,562,000	133,358,000		149,920,000	45%	1調定当り 2,276 円
従量料金		119,991,000	63,245,000	183,236,000	55%	1m ³ 当り 82.3 円

表 2-5 使用料対象経費の分解（算定期間 3 年間）農業集落排水

(円)

項目	需要家費	固定費	変動費	計	比率	備考
使用料対象経費	184,000	9,198,000	1,602,000	10,984,000	100%	1調定当り 1322.1 円
基本料金	184,000	7,505,000		7,689,000	70%	1調定当り 4,970 円
従量料金		1,693,000	1,602,000	3,295,000	30%	1人当り 396.6 円

3. 料金体系の検討

3-1. ケース設定（公共下水道）

公共下水道の現行の料金体系と改定後の料金体系について検討します。表 3-1 に示す 5 ケースについて料金体系表案を算定します。

表 3-1 公共下水道料金体系の検討ケース

ケース	ケース概要	基本水量	従量料金	算定期間
A-1	現行料金体系	【2 カ月分】 20 m ³	逓増制（6 段階）	3 年
B-1	現行料金体系	【2 カ月分】 20 m ³	逓増制（6 段階）	5 年
A-2	現行料金体系から 基本水量を廃止	廃止 基本料金制採用	逓増制（7 段階）	3 年
B-2	現行料金体系から 基本水量を廃止	廃止 基本料金制採用	逓増制（7 段階）	5 年
A-3	水量区分の廃止	基本料金制採用	単一制	3 年

3-2. 料金体系案の検討結果（公共下水道）

料金体系の検討結果は以下のとおりです。

改定後の下水道料金をみると、ケース A-1 は、全ての水量区分で約 30% の使用料増額となり、40m³（2 か月）を使用した場合、約 1,000 円の負担増になります。

ケース B-1 では、全ての水量区分で約 50% 前後の使用料増額となり、40m³（2 か月）を使用した場合、約 1,700 円の負担増になります。

ケース A-2 は、ケース A-1 の基本水量を廃止したため 1m³ から従量料金が発生します。ケース A-1 の基本水量料金を基本料金としたことから、1～20m³ の使用者において負担増となっています。この負担増（収入増）を 21m³ 以上の区分で調整するため、21m³ 以上の負担は若干ですがケース A-1 に比べて減額となります。

ケース B-2 は、ケース B-1 の基本水量を廃止したため、ケース A-2 と同様に 1m³ から従量料金が発生し、ケース A-1 とケース A-2 の関係と同様になります。

ケース A-3 はケース A-2 から水量区分の逡増度を廃止した単一制としたことから、10～40m³ の負担が大きく増加し、逆に 100m³ 以上の使用者の使用料は減額となります。

表 3-2 ケース別料金単価の比較

区 分 自 至	現行	パターンA-1				パターンB-1			パターンA-2			パターンB-2			パターンA-3		
	単価	単価	増減	改定率	単価	増減	改定率	単価	増減	改定率	単価	増減	改定率	単価	増減	改定率	
基本料金	1,524円	1,956円	432円	+28.3%	2,276円	752円	+49.3%	1,956円	432円	+28.3%	2,276円	752円	+49.3%	1,956円	432円	+28.3%	
1 ～ 20m³	0円	0円	0円	-%	0円	0円	-%	5円	5円	-%	10円	10円	-%	71円	71円	-%	
21 ～ 40m³	95円	124円	29円	+30.5%	144円	49円	+51.6%	118円	23円	+24.2%	129円	34円	+35.8%	71円	-24円	-25.3%	
41 ～ 70m³	105円	137円	32円	+30.5%	159円	54円	+51.4%	135円	30円	+28.6%	157円	52円	+49.5%	71円	-34円	-32.4%	
71 ～ 100m³	114円	149円	35円	+30.7%	173円	59円	+51.8%	147円	33円	+28.9%	170円	56円	+49.1%	71円	-43円	-37.7%	
101 ～ 400m³	133円	174円	41円	+30.8%	202円	69円	+51.9%	169円	36円	+27.1%	198円	65円	+48.9%	71円	-62円	-46.6%	
401 ～ 1,000m³	152円	198円	46円	+30.3%	230円	78円	+51.3%	193円	41円	+27.0%	225円	73円	+48.0%	71円	-81円	-53.3%	
使用料に含まれる基本料金割合	33.1%	45.0%				45.0%			44.9%			45.0%			44.9%		
見込み使用料収入	221,185千円	286,505千円				332,985千円			286,663千円			333,038千円			286,822千円		

表 3-3 ケース別使用料金の比較

使用水量	現行	パターンA-1				パターンB-1			パターンA-2			パターンB-2			パターンA-3		
	使用料	使用料	増減	改定率	使用料	増減	改定率	使用料	増減	改定率	使用料	増減	改定率	使用料	増減	改定率	
0m³	1,524円	1,956円	432円	+28.3%	2,276円	752円	+49.3%	1,956円	432円	+28.3%	2,276円	752円	+49.3%	1,956円	432円	+28.3%	
1m³	1,524円	1,956円	432円	+28.3%	2,276円	752円	+49.3%	1,961円	437円	+28.7%	2,286円	762円	+50.0%	2,027円	503円	+33.0%	
10m³	1,524円	1,956円	432円	+28.3%	2,276円	752円	+49.3%	2,006円	482円	+31.6%	2,376円	852円	+55.9%	2,666円	1,142円	+74.9%	
20m³	1,524円	1,956円	432円	+28.3%	2,276円	752円	+49.3%	2,056円	532円	+34.9%	2,476円	952円	+62.5%	3,376円	1,852円	+121.5%	
30m³	2,474円	3,196円	722円	+29.2%	3,716円	1,242円	+50.2%	3,236円	762円	+30.8%	3,766円	1,292円	+52.2%	4,086円	1,612円	+65.2%	
40m³	3,424円	4,436円	1,012円	+29.6%	5,156円	1,732円	+50.6%	4,416円	992円	+29.0%	5,056円	1,632円	+47.7%	4,796円	1,372円	+40.1%	
50m³	4,474円	5,806円	1,332円	+29.8%	6,746円	2,272円	+50.8%	5,766円	1,292円	+28.9%	6,626円	2,152円	+48.1%	5,506円	1,032円	+23.1%	
60m³	5,524円	7,176円	1,652円	+29.9%	8,336円	2,812円	+50.9%	7,116円	1,592円	+28.8%	8,196円	2,672円	+48.4%	6,216円	692円	+12.5%	
70m³	6,574円	8,546円	1,972円	+30.0%	9,926円	3,352円	+51.0%	8,466円	1,892円	+28.8%	9,766円	3,192円	+48.6%	6,926円	352円	+5.4%	
100m³	9,994円	13,016円	3,022円	+30.2%	15,116円	5,122円	+51.3%	12,876円	2,882円	+28.8%	14,866円	4,872円	+48.7%	9,056円	-938円	-9.4%	
200m³	23,294円	30,416円	7,122円	+30.6%	35,316円	12,022円	+51.6%	29,776円	6,482円	+27.8%	34,666円	11,372円	+48.8%	16,156円	-7,138円	-30.6%	
500m³	68,894円	89,816円	20,922円	+30.4%	104,316円	35,422円	+51.4%	87,676円	18,782円	+27.3%	102,166円	33,272円	+48.3%	37,456円	-31,438円	-45.6%	
1,000m³	144,894円	188,816円	43,922円	+30.3%	219,316円	74,422円	+51.4%	184,176円	39,282円	+27.1%	214,666円	69,772円	+48.2%	72,956円	-71,938円	-49.6%	
2,000m³	315,894円	411,816円	95,922円	+30.4%	478,316円	162,422円	+51.4%	401,176円	85,282円	+27.0%	467,666円	151,772円	+48.0%	143,956円	-171,938円	-54.4%	
5,000m³	828,894円	1,080,816円	251,922円	+30.4%	1,255,316円	426,422円	+51.4%	1,052,176円	223,282円	+26.9%	1,226,666円	397,772円	+48.0%	356,956円	-471,938円	-56.9%	
10,000m³	1,683,894円	2,195,816円	511,922円	+30.4%	2,550,316円	866,422円	+51.5%	2,137,176円	453,282円	+26.9%	2,491,666円	807,772円	+48.0%	711,956円	-971,938円	-57.7%	

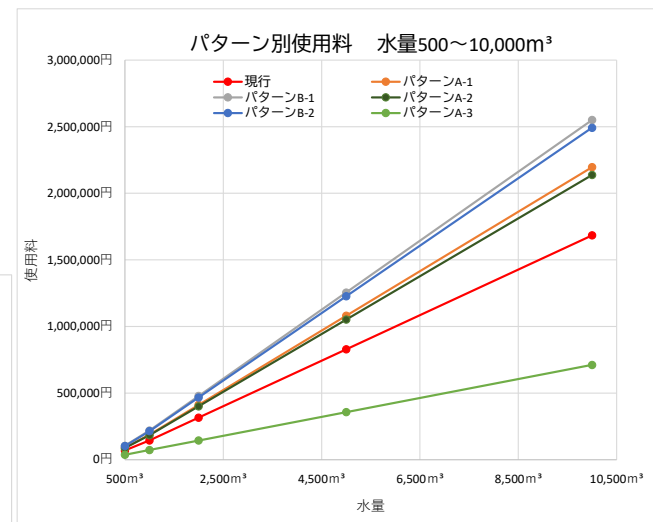
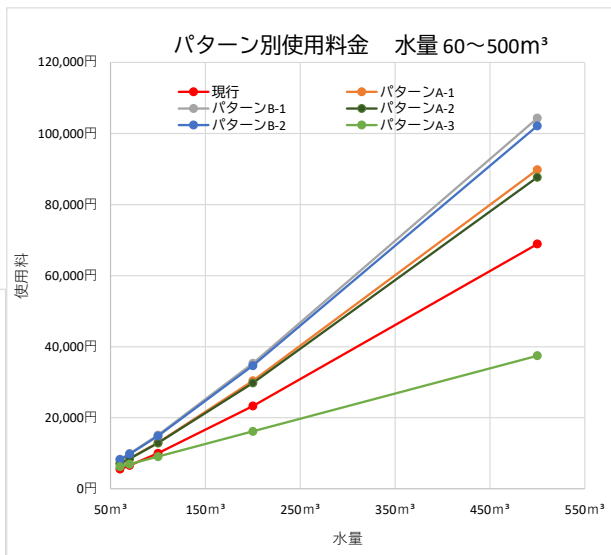
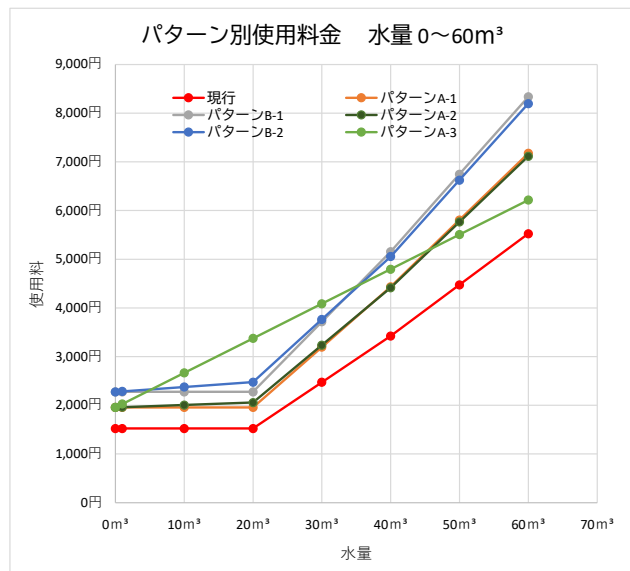


図 3-1 ケース別使用料金

表 3-4 県内他団体の下水道料金体系概要（公共下水道）

団体名	料金体系	基本料金 (円) 税抜	基本水量範囲 (円) 税抜	20m ³ /月料金 (円) 税抜	直近の改定
嵐山町	基本水量 + 逦増制	1,500	～ 10 m ³	3,350	R08.04.01
深谷市	基本料金 + 逦増制	1,000	—	3,200	R02.12.01
飯能市	基本水量 + 逦増制	1,416	～ 10 m ³	3,016	R07.10.01
美里町	基本料金 + 逦増制	800	—	3,000	R08.04.01
日高市	基本料金 + 逦増制	500	—	2,900	R07.09.01
滑川町	基本水量 + 逦増制	1,250	～ 10 m ³	2,850	R08.04.01
本庄市	基本水量 + 逦増制	1,340	～ 10 m ³	2,690	R08.04.01
小川町	基本水量 + 逦増制	1,190	～ 10 m ³	2,690	R08.04.01
宮代町 B-1	基本水量 + 逦増制	2,276	～ 10 m ³	2,578	検討中
宮代町 B-2	基本料金 + 逦増制	2,276	—	2,528	検討中
東松山市	基本水量 + 逦増制	1,060	～ 10 m ³	2,560	R08.01.01
白岡市	基本水量 + 逦増制	1,291	～ 10 m ³	2,551	R06.04.01
桶川市	基本水量 + 逦増制	1,180	～ 8 m ³	2,480	R06.04.01
宮代町 A-3	基本料金+単一制	1,956	—	2,398	検討中
幸手市	基本水量 + 逦増制	571	～ 5 m ³	2,361	R08.04.01
川口市	基本料金 + 逦増制	1,048	—	2,348	R08.04.01
熊谷市	基本水量 + 逦増制	1,050	～ 10 m ³	2,350	R05.04.01
坂戸、鶴ヶ島下水道組合	基本料金 + 逦増制	1,000	—	2,350	R07.10.01
越谷市	基本水量 + 逦増制	800	～ 6 m ³	2,340	R03.09.01
さいたま市	基本料金 + 逦増制	666	—	2,236	H26.06.01
行田市	基本水量 + 逦増制	708	～ 8 m ³	2,220	R07.03.01
宮代町 A-1	基本水量 + 逦増制	1,956	～ 10 m ³	2,218	検討中
宮代町 A-2	基本料金 + 逦増制	1,956	—	2,208	検討中
神川町	基本水量 + 逦増制	1,000	～ 10 m ³	2,200	H22.05.01
伊奈町	基本水量 + 逦増制	800	～ 10 m ³	2,180	H30.04.01
春日部市	基本水量 + 逦増制	480	～ 5 m ³	2,160	H28.07.01
鴻巣市	基本水量 + 逦増制	720	～ 8 m ³	2,100	H20.04.01
羽生市	基本水量 + 逦増制	1,000	～ 10 m ³	2,100	R05.01.01
寄居町	基本水量 + 逦増制	1,000	～ 10 m ³	2,100	H04.04.01
北本市	基本水量 + 逦増制	700	～ 8 m ³	2,080	R06.06.01
毛呂山・越生・鳩山下水道組合	基本水量 + 逦増制	975	～ 10 m ³	2,075	R07.10.01
志木市	基本水量 + 逦増制	400	～ 5 m ³	2,050	H18.07.01
三郷市	基本水量 + 逦増制	973	～ 10 m ³	2,013	R02.04.01
松伏町	基本水量 + 逦増制	900	～ 10 m ³	2,000	R06.12.01
八潮市	基本水量 + 逦増制	825	～ 8 m ³	1,977	R06.07.01
上里町	基本水量 + 逦増制	800	～ 10 m ³	1,970	H21.06.12
上尾市	基本料金 + 逦増制	800	—	1,960	H26.10.01
秩父市	基本水量 + 逦増制	905	～ 10 m ³	1,955	R02.11.01
吉見町	基本水量 + 逦増制	750	～ 10 m ³	1,950	H17.04.01
新座市	基本料金 + 逦増制	640	—	1,890	R07.07.01
川島町	基本料金 + 逦増制	470	—	1,870	R07.10.01
蓮田市	基本水量 + 逦増制	800	～ 10 m ³	1,800	H27.10.01
所沢市	基本料金 + 逦増制	830	—	1,790	R08.04.01
加須市	基本水量 + 逦増制	856	～ 10 m ³	1,776	R01.10.01
草加市	基本水量 + 逦増制	820	～ 10 m ³	1,770	H29.04.01
宮代町	基本水量 + 逦増制	762	～ 10 m ³	1,712	H19.04.01
久喜市	基本水量 + 逦増制	800	～ 10 m ³	1,700	H25.04.01
吉川市	基本水量 + 逦増制	800	～ 10 m ³	1,700	H10.04.01
杉戸町	基本水量 + 逦増制	350	～ 5 m ³	1,700	H28.01.01
入間市	基本水量 + 逦増制	700	～ 10 m ³	1,650	H19.06.01
狭山市	基本料金 + 逦増制	600	—	1,570	H31.04.01
富士見市	基本水量 + 逦増制	650	～ 10 m ³	1,500	H17.10.01
川越市	基本料金 + 逦増制	200	—	1,450	H24.11.01
朝霞市	基本料金 + 逦増制	500	—	1,450	R08.04.01
三芳町	基本水量 + 逦増制	600	～ 10 m ³	1,400	H27.10.01
ふじみ野市	基本水量 + 逦増制	533	～ 10 m ³	1,243	H21.04.01
蕨市	基本水量 + 逦増制	610	～ 10 m ³	1,190	H12.04.01
和光市	基本水量 + 逦増制	548	～ 10 m ³	1,148	H23.04.01
戸田市	基本料金 + 逦増制	600	—	930	H29.04.01

3-3. ケース設定（農業集落排水）

農業集落排水の現行の料金体系と改定後の料金体系について検討します。農業集落排水は世帯と世帯人員に基づく料金体系となっています。また、令和 12 年度には公共下水道に統合予定であることから令和 11 年度の下水道使用料対象経費の 1 ケースのみとします。

3-4. 料金体系案の検討結果（農業集落排水）

検討結果を表 3-5 に示します。

世帯人員 2 名の世帯で約 1,600 円（2 か月）、3 名の世帯で約 1,800 円の負担増となります。

表 3-5 農業集落排水 料金改定前後の比較 使用料対象経費：経営戦略における令和 11 年度使用料収入

世帯人数 (人)	調定件数 (件)	現在単価					使用料金改定案 (令和11年度)					使用料 増減額 (円)	1調定当り 増減額 (円)	増減率
		料金単価 (円) 税抜		使用料 (円) 税抜			料金単価 (円) 税抜		使用料 (円) 税抜					
		基本料金	人数割料金	基本料金	人数割料金	計	基本料金	人数割料金	基本料金	人数割料金	計			
0	18	3,810	286	68,580	0	68,580	4,970	397	89,460	0	89,460	20,880	1,160	30.4%
1	2	3,810	286	7,620	572	8,192	4,970	397	9,940	794	10,734	2,542	1,271	31.0%
2	352	3,810	286	1,341,120	201,344	1,542,464	4,970	397	1,749,440	279,488	2,028,928	486,464	1,382	31.5%
4	497	3,810	286	1,893,570	568,568	2,462,138	4,970	397	2,470,090	789,236	3,259,326	797,188	1,604	32.4%
5	2	3,810	286	7,620	2,860	10,480	4,970	397	9,940	3,970	13,910	3,430	1,715	32.7%
6	306	3,810	286	1,165,860	525,096	1,690,956	4,970	397	1,520,820	728,892	2,249,712	558,756	1,826	33.0%
7	3	3,810	286	11,430	6,006	17,436	4,970	397	14,910	8,337	23,247	5,811	1,937	33.3%
8	203	3,810	286	773,430	464,464	1,237,894	4,970	397	1,008,910	644,728	1,653,638	415,744	2,048	33.6%
9	1	3,810	286	3,810	2,574	6,384	4,970	397	4,970	3,573	8,543	2,159	2,159	33.8%
10	86	3,810	286	327,660	245,960	573,620	4,970	397	427,420	341,420	768,840	195,220	2,270	34.0%
12	35	3,810	286	133,350	120,120	253,470	4,970	397	173,950	166,740	340,690	87,220	2,492	34.4%
14	29	3,810	286	110,490	116,116	226,606	4,970	397	144,130	161,182	305,312	78,706	2,714	34.7%
18	6	3,810	286	22,860	30,888	53,748	4,970	397	29,820	42,876	72,696	18,948	3,158	35.3%
32	6	3,810	286	22,860	54,912	77,772	4,970	397	29,820	76,224	106,044	28,272	4,712	36.4%
64	2	3,810	286	7,620	36,608	44,228	4,970	397	9,940	50,816	60,756	16,528	8,264	37.4%
計	1,548			5,897,880	2,376,088	8,273,968			7,693,560	3,298,276	10,991,836	2,717,868	1,756	32.8%

表 3-6 県内他団体の下水道料金体系概要（農業集落排水）

団体名	料金体系	基本料金 (円) 税抜	人数使用料 (1人あたり税 抜)	1㎡あたり (円 税抜)	20㎡/月料金 (円税抜)	直近の改定
熊谷市	定額制	2,382	473		3,800	H17.04.01
宮代町	定額制	2,485	397		3,676	検討中
松伏町	定額制	2,000	500		3,500	H16.06.01
蓮田市	定額制	2,000	500		3,500	H09.04.01
久喜市	定額制	2,000	460		3,380	H25.04.01
加須市	基本料金+従量制	2,095		62	3,221	H28.04.01
秩父市	定額制	2,000	400		3,200	H18.04.01
深谷市	基本料金 + 逓増制	公共下水道と同じ料金体系を採用			3,200	R03.04.01
吉川市	定額制	2,000	400		3,200	H16.12.13
寄居町	定額制	2,000	370		3,110	H14.04.01
上里町	定額制	1,909	382		3,054	H15.12.16
本庄市	定額制	1,700	450		3,050	H11.04.01
美里町	基本料金 + 逓増制	公共下水道と同じ料金体系を採用			3,000	R08.04.01
白岡市	定額制	2,000	300		2,900	H12.04.01
幸手市	定額制	2,000	300		2,900	H19.04.01
日高市	基本料金 + 逓増制	公共下水道と同じ料金体系を採用			2,900	R07.09.01
滑川町	基本料金 + 逓増制	公共下水道と同じ料金体系を採用			2,850	R08.04.01
宮代町	定額制	1,905	286		2,762	H17.04.01
鴻巣市	定額制	2,000	250		2,750	H02.10.01
小川町	基本料金 + 逓増制	公共下水道と同じ料金体系を採用			2,690	R08.04.01
川越市	定額制	1,619	333		2,617	H18.04.01
鳩山町	基本料金 + 逓増制	公共下水道と同じ料金体系を採用			2,075	R07.10.01
毛呂山町	基本料金 + 逓増制	公共下水道と同じ料金体系を採用			2,075	R07.10.01
越生町	基本料金 + 逓増制	公共下水道と同じ料金体系を採用			2,075	R07.10.01
吉見町	基本料金 + 逓増制	公共下水道と同じ料金体系を採用			1,950	H17.04.01